

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 7 月 5 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第24号

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例（平成18年新潟市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第5項の見出し中「新型コロナウイルス感染症」を「特定新型インフルエンザ等」に改め、同項中「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」を「特定新型インフルエンザ等（人事院規則9-129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則9-30（特殊勤務手当）の特例）第7条の規定により人事院が定めるものをいう。）」に改め、「緊急に」を削る。

附則第7項及び第8項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。